GROWTH

2022年4月27日

各 位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号 名 株式会社スリー・ディー・マトリックス 会 表者名代表取締役社長 代 (コード番号:7777) 問 合 せ 先 取 締 役 新 井 友 行 電 話 番 뭉 03 (3511) 3440

第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第31回新株予約権の発行に係る払込完了に関するお知らせ

2022 年 4 月 11 日付の当社取締役会において決議いたしました CVI Investments, Inc. (以下「割当先」といいます。)に対する第三者割当の方法による第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)(以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」といいます。)及び第 31 回新株予約権(以下「本新株予約権」といい、本新株予約権付社債及び本新株予約権を個別に又は総称して、「本新規募集証券」といいます。)の発行について、本日(2022 年 4 月 27 日)、割当先との間で本新規募集証券に係る買取契約(以下「本買取契約」といいます。)を締結し、払込手続きが完了したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件の詳細につきましては、2022 年4月 11 日付で公表いたしました「第三者割当による第 5 回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第 31 回新株予約権の発行に関するお知らせ」(以下「本発行に関するプレスリリース」といいます。)をご参照ください。

記

1. 本新株予約権付社債発行の概要

(1)	払 込 期 日	2022年4月27日
(2)	新株予約権の総数	40 個
(3)		社債:総額金1,765,093,600円
	各社債及び新株予約権の	(各社債の額面金額 100 円につき金 100 円)
(3)	発 行 価 額	新株予約権:新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しま
		せん。
		4, 002, 479 株
(4)	当該発行による	上記潜在株式数は、当初転換価額である 441 円で転換され
		た場合における最大交付株式数です。
		上限転換価額は修正条件から実質的に当初転換価額となり
	潜在株式数	ます。
		下限転換価額は 184 円ですが、下限転換価額における潜在
		株式数は 9,592,900 株です。
(5)	調達資金の額	1, 765, 093, 600 円
(6)	転換価額及び	当初転換価額 441 円
	その修正条件	本新株予約権付社債の転換価額は、2022年11月30日、2023

		年5月31日、2023年11月30日、2024年5月31日、2024年11月30日、2025年5月31日、2025年11月30日及び2026年5月31日(以下、個別に又は総称して「CB修正日」といいます。)において、当該CB修正日に先立つ15連続取引日において株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の最も低い金額(1円未満の端数切り上げ)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「CB修正日価額」といいます。)が、当該CB修正日の直前に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、当該CB修正日以降、当該CB修正日価額に修正されます。但し、CB修正日にかかる修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には転換価額は下限転換価額とします。
(7) 募集又は割当方		第三者割当の方法による
(8) 割 当	先	CVI Investments, Inc.
(9) 利率及び償還期	日	利率: 年率 2.0% 償還期日: 2026 年 6 月 5 日
(10) 償 還 価	額	額面 100 円につき 100 円
(11) そ の	他	本買取契約において、以下の内容が定められております。 (1)本新株予約権付社債の発行については、下記事項を満たしていること等を条件とする。 ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること ② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと (2)各 CB 修正日(営業日ではない場合には翌営業日(以下、本「(11) その他」において同じ。))において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、本社債のうち、本社債の総額の3ちいずれか低い額に係る部分(以下「本対象部分」といいます。)を、当社普通株式に転換するものとする。但し、割当先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる転換の全部又は一部を、次回以降のCB 修正日に繰り延べることができる。なお、最終のCB 修正日において、上記(1)③乃至⑤に定める条件が充足され、かつ、修正後の転換価額が下限転換価額を上回ることを条件として、割当先は、かかる繰り延べられた本対象部分及び残存する本社債の総額を、当

社普通株式に転換するものとする(但し、かかる最終のCB修正日における転換は、割当先の当該時点における議決権比率が9.9%を超えない範囲で行われる。)。

- (3)各 CB 修正日において、修正後の転換価額が下限転換価額以下となる場合、当社は、本対象部分を、各社債の金額 100 円につき 100 円と未払利息の合計額を 0.9 で除した金額で償還しなければならない。但し、割当先は、当該 CB 修正日の前営業日までに書面により通知することにより、かかる償還の全部又は一部を、次回以降の CB 修正日に繰り延べることができる。
- (4)当社が本買取契約に定める取引(当社によるその全て若しくは実質的に全ての資産の処分等)を行い、かつ割当先が当社に償還を要求した場合又は当社に本買取契約に定める事由(当社が発行する株式の上場廃止等)が発生した場合等においては、当社は残存する本新株予約権付社債の全てを各社債の金額100円につき100円と未払利息の合計額の125%に相当する金額又は本買取契約に定める方法により算定される時価のうちいずれか高い方の金額で償還するものとする。
- (5)本新株予約権付社債の譲渡(但し、割当先における管理コスト削減の観点で、Bank of America、J.P. Morgan及びGoldman Sachs & Co.並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとされている。)には、当社取締役会の承認が必要である。なお、譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継がれる。

また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「7.割当予定先の選定理由等 (6)ロックアップについて」に記載しておりますとおり、新株式発行等に関するロックアップに係る条項が定められております。

2. 本新株予約権発行の概要

(1)	割 当 日	2022 年 4 月 27 日
(2)	発行新株予約権数	39, 970 個
(3)	発 行 価 額	6,834,870円(本新株予約権1個当たり171円)
(4)	ルまを行っトフ	潜在株式数:合計3,997,000株(本新株予約権1個につき100株)
	当該発行による 潜 在 株 式 数	本新株予約権については、行使価額の修正は行われず、したがって
	潜在株式数	上限行使価額及び下限行使価額はありません。
(5)	調達資金の額	1,769,511,870円(注)
(6)	行 使 価 額	441 円
(7)	行 使 請 求 期 間	2022 年4月28日から2027年4月27日まで
(8)	募集又は割当方法	第三者割当の方法による
(9)	割 当 先	CVI Investments, Inc.
(10)	そ の 他	本買取契約において、以下の内容が定められております。
		(1)本新株予約権の発行については、下記事項を満たしていること
		等を条件とする。

- ① 本買取契約に定める当社の表明保証が重要な点において正確であり、当社が重要な誓約事項を遵守していること
- ② 本新規募集証券の発行につき、差止命令等がなされていないこと
- ③ 当社株式が上場廃止となっていないこと
- ④ 当社について重大な悪影響となる事象が生じていないこと
- ⑤ 当社が割当先に対し、当社に関する未公表の重要事実を伝達していないこと
- (2)本新株予約権の譲渡(但し、割当先における管理コスト削減の 観点で、Bank of America、J.P. Morgan 及び Goldman Sachs & Co. 並びにこれらの関連会社に対する譲渡を除外することとさ れている。)には、当社取締役会の承認を必要とする。なお、 譲渡された場合でも、割当先の権利義務は、譲受人に引き継が れる。

また、本買取契約においては、本発行に関するプレスリリースの「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要」及び「7. 割当予定先の選定理由等 (6) ロックアップについて」に記載しておりますとおり、本新株予約権の買取りに係る条項及びロックアップに係る条項が定められております。

(注)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。行使価額が調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

以上